

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免 Q & A

Q1 郵送申請は可能ですか。

郵送による申請は可能です。窓口での感染拡大を防止するためにも、ぜひ郵送による申請をお願いします。郵送申請を希望される方は、ホームページから申請書をダウンロードして郵送していただくか、印刷環境がない方へは申請書を郵送いたしますので、保険年金課国民健康保険担当までお問い合わせください。(☎0563-65-2103)

Q2 オンライン申請はできますか。

オンラインによる申請はできません。

Q3 いつからいつまでの税金が減免になりますか。

令和4年度保険税のうち、令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものが減免対象となります。

ただし、納期限を過ぎた保険税は基本的に対象外となります。

Q4 収入が減少した場合の減免等はどうなのがありますか。 それらがコロナ減免と重複した場合はどうなりますか。

収入が減少した場合の軽減制度や減免の概要は次のとおりです。

①非自発的失業者の軽減制度

65歳未満の会社都合による非自発的失業者…前年の給与所得を100分の30として計算する

②5号減免

前年所得が300万円以下で失業や事業の廃止などで当該年の総所得が前年の10分の5以下に減少すると見込まれる場合…所得割の10分の5に相当する額を減免

これらの制度がコロナ減免と重複する場合、まず①の場合は、この軽減制度が優先となり、②については、有利な減免を適用します。

Q5 収入が減少したことの証拠になる書類はどうなのがありますか。

帳簿、通帳、給与明細など、収入が減少したことがわかる書類の提示をお願いします。

Q6 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

主たる生計維持者とは、原則、世帯主を指します。実態的に、世帯主以外の方の収入で生計が維持されている場合は、申請時にその旨をお申し出ください。

Q7 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。

医師の死亡診断書により確認します。

Q8 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書等により確認します。

Q9 「新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少」とはどのような場合を指しますか。

新型コロナウイルス感染症それ自体や、感染拡大防止のための措置により収入が減少したものを指します。新型コロナウイルス感染症に直接関係しない、懲戒解雇や離転職が原因で収入減少したものは除きます。

Q10 収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか。

提出していただく減免申請書の裏面に、令和4年中の収入見込み額を月ごとに書いていただく欄がありますので、今年の実績や、前年の実績を比較するなどして見込み額を算出し、記入してください。なお、西尾市が合理的と判断するものであれば、収入見込み額の算出方法は問いません。

Q11 主たる生計維持者の「減少が見込まれる収入」に雑収入や株の取引による収入は含みますか。

含みません。「減少した収入」として算定するのは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入の4種類のいずれかです。

Q12 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比10分の3以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、そこまで減少する見込みがないですが、この場合でも減免の要件に当てはまりますか。

事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入の、いずれか一つでも該当すれば減免要件に当てはまります。

Q13 「前年の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか。それ以外の種類の所得がある場合は、それらも含めますか。

前年の所得の合計額は、前年のすべての所得を合計した金額です。具体的には、事業所得、不動産所得、山林所得、給与所得、利子所得、配当所得、雑所得、一時所得、譲渡所得の合計9所得（分離課税分含む）の合計額です。

Q14 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか。また純損失・雑損失の繰越控除や居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか。

「前年の所得の合計額」は、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をする前の金額です。なお、基礎控除についても控除する前の額です。なお、地方税法第313条第8・9項に規定する純損失・雑損失の繰越控除や租税特別措置法に規定する居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除については控除した後の額となります。

Q15 令和4年中の事業収入が、確定申告の結果、10分の3以上減少しなかった場合はどうなりますか。

現在、この件で、国からの明確な運用指針は示されていませんが、令和4年中の収入が結果として10分の3以上減少しなかった場合は、減免そのものの理由が消滅するため、減免が無かったものとして再計算し、その差額を請求させていただくこともありえるものと考えております。

Q16 減免額の計算式はどのようなのですか。

減免理由の条件に該当される方は、次のとおりの減免を行います。

保険税減免額＝対象保険税額【表1】×減額又は免除の割合【表2】

【表 1】

対象保険税額

計算式 $= A \times B / C$	
A	当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B	世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての令和4年度の被保険者につき算定した前年の合計所得金額

※ Cは非自発的失業者軽減 (30/100) 適用後の所得

【表 2】

減額又は免除の割合

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※前年の合計所得金額は非自発的失業者軽減 (30/100) 適用前の所得

※事業の廃止や失業の場合には、前年の合計所得にかかわらず保険税額の全部を免除